

千葉県立図書館資料分担整備要項

(平成10年11月1日 館長決定)

1 趣 旨

この要項は、千葉県立図書館資料収集方針の趣旨に基づき、図書館資料の効果的な分担整備を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 分担分野

資料の分担整備は、次の表に掲げるところにより行うものとし、表に掲げていない分野の資料の分担については、協議の上決定する。

館名		中央図書館	西部図書館	東部図書館
資料種別				
参 考 図 書	各分野にわたって整備するが、一般図書の重点分野の整備に留意する			
一 般 図 書	次の分野については各館が重点的に整備する			
	総記, 社会科学等	自然科学・技術	歴史・文学	
千葉県関係資料	網羅的に整備する	地域関係の資料を整備する		
児 童 図 書	全分野にわたって整備する	整備しない		
外 国 語 図 書	参考図書	日本語資料を補完するものとして整備する		
	一般図書	主要な全集並びに叢書, 書評などで評価を得ている新刊書等を整備する		
	児童図書	海外で評価を得ている作品, 日本語に翻訳されている作品を中心に整備する	整備しない	
読 書 会 用 図 書	十冊文庫を整備する	整備しない		
逐 次 刊 行 物	新 聞	全国紙, 県紙を整備する		
	雑 誌	次の分野については各館が重点的に整備する 総記, 社会科学等		
		自然科学・技術	歴史・文学	
マイクログラフ資料	紙の資料を補完するものとして, 各館で分担した資料を整備する			
視 聴 覚 資 料	整備しない	録音資料を整備する	録音資料, 映像資料を整備する	
地 図	県内の地図を整備する	次の全国地形図を整備する		地域の地図を整備する
		① 2万5千分の1 ② 5万分の1		
障害者サービス用資料	大活字図書, 録音図書, 電子出版資料, 点訳絵本を整備する	大活字図書, 録音図書, 電子出版資料を整備する		
電子出版資料	紙の資料を補完するものとして, 図書に準じて整備する			

附 則

- 1 この要項は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成25年3月21日から施行する。